

## 事業報告書

事業報告書の概要		受付	
医療法人番号	00184	報告期間	令和3年4月1日 令和4年3月31日
自 至			
(1) 名称	医療法人 タイエ キョウジンカイ	分類①	社団 (出資持分あり) その他
		分類②	基金制度不採用
		分類③	都道府県 茨城県 市区町村 久慈郡 大子町大字799
(2) 事務所の所在地	建物名 町名・番地	従たる事務所の記載はどちら	
(3) 設立認可年月日	昭和39年2月21日	昭和39年3月10日	
(4) 設立登記年月日		久保田	
(5) 理事長の氏名	姓 名	央	
役員及び評議員の人数	6		
役員及び評議員	記載はどちら		
2 事業の概要			
(1-1) 本業務 (病院、診療所)	記載はどちら	(1-2) 本業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	記載はどちら
(2) 附帯業務	記載はどちら	(3) 収益業務	記載はどちら
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はどちら	(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はどちら
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はどちら	(7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設	記載はどちら
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はどちら	(9) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他	記載はどちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(注意)	



(c) - 5 ✓



事業報告書

### 1-(2) 従たる事務所の所在地

書告報業事

### 1-(5) 役員及び評議員

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の

- 医療法人は、記載しなくとも差し支えないこと。

  2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
  3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

書告報業事

2-(1) 本来業務  
（開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

注) 1: 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者者として管理する施設に記載するとして

医療保険適用病床における会員は、内訳を記載すること

# 書業報告書

1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

## 事業報告書

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

書告業報

様式1：2-(4)-(9) (G-MIS様式)

医療機関費の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行つており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

## 様式 2

法人名 医療法人 久仁会 久保田病院  
所在地 茨城県久慈郡大子町大子799

※医療法人整理番号 0 0 1 8 4

### 財産目録 (令和 4年 3月 31日現在)

1. 資産額	1,971,191 千円
2. 負債額	44,970 千円
3. 純資産額	1,926,221 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	1,306,046
B 固定資産	665,145
C 資産合計	(A+B) 1,971,191
D 負債合計	44,970
E 純資産	(C-D) 1,926,221

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人 久仁会  
 所在地 久慈郡大子町大子799

※医療法人整理番号 00184

貸借対照表  
令和4年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,306,046	I 流動負債	44,970
現金及び預金	1,113,146	支払手形	
事業未収金	181,368	貰掛金	6,665
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	10,111	未払金	
前渡金		未払費用	29,682
前払費用	844	未払法人税等	215
その他の流動資産	577	未払消費税等	1,588
		前受金	
		預り金	6,820
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産		II 固定負債	
1 有形固定資産	606,440	医療機関債	
建物	300,377	長期借入金	
構築物	17,191	繰延税金負債	
医療用器械備品	26,882	その他引当金	
その他の器械備品		その他の固定負債	
車両及び船舶	7,841		
土地	247,384		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産	6,765		
		負債合計	44,970
		純資産の部	
		科目	金額
I 基金	5,242	I 基金	5,000
II 積立金		II 積立金	
代替基金		代替基金	
4,436		繰越利益積立金	1,921,221
806		その他積立金	
3 その他の資産	53,463	III 評価・換算差額等	
有価証券	30,648	その他有価証券評価差額金	
保有医療機関債		繰延ヘッジ損益	
その他長期貸付金			
役職員等長期貸付金			
長期前払費用	806		
繰延税金資産			
その他の固定資産	22,009		
		純資産合計	1,926,221
資産合計	1,971,191	負債・純資産合計	1,971,191

(注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

## 様式4-1 (G-MIS様式)

法人名 医療法人 久仁会  
所在地 久慈郡大子町大子799

医療法人番号 00184

## 損益計算書

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

(単位:千円)

科目	金額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,045,186
2 事業費用	
(1) 事業費	1,081,360
(2) 本部費	
本来業務事業損失	-36,174
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	70,104
2 事業費用	
附帯業務事業利益	63,030
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
収益業務事業利益	0
事業損失	-29,100
II 事業外収益	
受取利息	28
その他の事業外収益	47,299
III 事業外費用	
支払利息	
その他の事業外費用	1,080
IV 特別利益	
固定資産売却益	36
その他の特別利益	
V 特別損失	
固定資産売却損	
その他の特別損失	0
税引前当期純利益	17,183
法人税・住民税及び事業税	
法人税等調整額	4,809
当期純利益	4,809
	12,374

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること(自動表示)。

2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

3. 表中の選択可能な勘定科目については、ブルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。

リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他○○」を選択すること。

様式5

法人名 医療法人 久仁会 久保田病院  
所在地 茨城県久慈郡大子町大子799

※医療法人整理番号	0	0	1	8	4
-----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 久仁会

理事長 久保田 央 殿

私は、医療法人久仁会の令和 3 会計年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 5 月 25 日

医療法人 久仁会

監事 谷田部 菖